

生活習慣病管理料Ⅱへ移行のお知らせ

2024年6月～

2024年6月1日から診療報酬が改定になりました。今回の改定では、特定疾患管理料の対象病名から『糖尿病』『高血圧』『脂質異常症（高脂血症）』の病名が除外となりました。

『糖尿病』『高血圧』『脂質異常症（高脂血症）』につきましては、厚生労働省の指針に従い該当の患者様は、個々に応じた目標設定や専門的な生活指導による総合的治療管理を目的とした《生活習慣病管理料Ⅱ》へ移行いたします。

診察時の療養計画書に沿って説明をお受けいただき、診療治療計画書をお渡しいたします。

（初回）のみご署名いただきます。

改定に伴いお会計時の自己負担額にも変更がございます。

皆様のご理解と、ご協力をお願いいたします。

○対象：『糖尿病』『高血圧』『脂質異常症（高脂血症）』で通院の患者様
（但し、自己注射指導管理料等を算定している方は除く）

○開始時期：2024年6月1日

○療養計画書の発行頻度：1～4か月に1回

○診療改定内容：

2024年5月まで

再診料	75点
外来管理加算	52点
特定疾患療養管理料	147点
処方箋料（7種類以内）	60点
特定疾患管理加算（月1回）	56点
	合計390点

2024年6月以降

再診料	75点
生活習慣病管理料Ⅱ	333点
処方箋料（7種類以内）	60点
	合計468点

○窓口負担の変更：80円～230円

※ご不明な点がございましたら、事務スタッフへお声かけください。